

A Reprint of Yoshitsune Tora-no Maki

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小井土, 守敏 メールアドレス: 所属:
URL	https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/6162

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



〈翻刻〉『万治三年古板義経公虎卷』

小井土 守 敏

【キーワード】 義経虎卷、兵法書、偽書、書誌

本稿は、大妻女子大学図書館が所蔵する『万治三年古板義経公虎卷』(91347/1a33-5/1-3)を翻刻・紹介するものである。

本書は、渡会浮萍による兵法書であり、その内容は、軍札作法、秘法秘術としての真言の詞、呪文や、印の結び方などが、挿絵入りで解説されるものである。『義経』と題するが、源義経はほぼ関係がない。あえてその関わりを本書に探るならば、巻頭の「義経虎巻序」に、義経が所持していた兵法書は、伊勢国某所に長らく秘蔵されていたが、「客」の懇望により、「明暦丁酉仲春」(三年(一六五七)二月)、上梓して世に紹介することにしたのだと記されることによる。そして「虎巻目録」(目録末尾は「義経虎巻目録終」)を挟むと、今度は「兵法秘術一卷之書」という内題らしきものがあり(9オ)、本書は、秦代の隠士黄石公が、かの長良に授けた兵法書であるとす。そして、神功皇后の代に我が朝に渡って来たものの、後に散逸、醍醐天皇の代に大江維時をしてあらためて招来した折りしも、東征に向かう源義家が本書を切望したので、和文に翻訳したのだという。時に「承暦二(丙午)年」(二〇七八・正しくは「戊午」)。そこに「兵法秘術一卷序終」とあることから、本書の母体は、中世に創作された兵書『兵法秘術一卷書』であることが理解される。黄石公が長良に授けた兵書すなわち

『六韜』、それが、『義経記』をはじめとする〈義経伝説〉を介して「義経兵書」に繋がるのである^①。これら二つの序に続く本篇は、先述の通り軍札作法、秘法秘術の四十二ヶ条が、まじないの言葉と挿絵で記される。終盤には、「後付」として、六十干支を図式化したもの(図45-50)と、摩利支天の垂迹たる黄石公から、妙見菩薩の化現とされる子房公以来の兵法相伝の血脈が載る。

『兵法秘術一卷書』については、『日本古典偽書叢刊』^②に翻刻が掲載され、大谷節子氏による詳細な解題が付されている。氏によると、一四世紀前半には成立した本作は、他文献にも引用されるまでに広がりを持っていったようである。また、佐伯真一氏は、「軍神考」^③の中で本書を取り上げ、中世後期における軍神の変容や儀礼との関わり及びこうした兵法書の類の流布について論じておられる。そして稿者にとっては、実質的には合戦のなくなった近世期に到り、中世に成立した偽作の兵法書を軸に〈義経伝説〉を纏って『義経虎卷』として版行されたという事象が、興味深いのである。

万治三年(一六六〇)刊の同版は、本学の他に、天理図書館(三冊)、中京大学図書館(三冊)、早稲田大学図書館(二冊・下巻欠)に所蔵される。早稲田大学図書館蔵本については、同図書館のホームページ

〈翻刻〉『万治三年古板義経公虎卷』

で、所蔵する上・中巻の画像が公開されているが、依然としてその全容に接することが難しい稀覯書であると言える。そこで、ここにその翻刻とすべての図像を公開することには、一定の意義があると稿者は考えるのである。なお、近時山田雄司氏が「義経虎巻」を翻刻紹介されているが、⁽⁴⁾そちらは伊賀流忍者博物館沖森文庫所蔵の写本であり、その祖本となったものが、本稿底本あるいはその同版であるようだ。版行されたものを書写するという営みについても、本書の流布や位置づけの観点から検討の余地がある。

以下、略書誌を記す。

○統一書名 義経虎巻

○外題 万治三年古板義経公虎巻 天(地・人)

書き題簽 縦二一・五cm×横四・二cm、金泥蔦下絵、無辺。

○内題 天「義経虎巻序」(1才)／「虎巻目録」(3才)

「兵法秘術一卷之書」(9才)／「虎之巻 上巻」(14才)

地「虎之巻 中巻」(1才)

人「虎之巻 下巻」(1才)

○柱 天(1〜2丁)「虎巻序」／(3〜7丁)「虎巻目録 一」(5)

上七(〜十二) 序(黒魚尾に白抜き)／(14〜31丁)

「虎巻上 一(〜十八)」

地「虎巻中 一(〜三十四)」

人「虎巻下 一(〜三十三)」

○尾題 天「虎巻上終」 地「虎之巻中之終」 人「虎之巻下終」

○表紙 後装、横刷毛目。

○装丁 袋綴じ(五つ目)

○見返し 後装、箔を散らした料紙。

○表紙寸法 縦二六・四cm×横一八・五cm

○匡郭 四周双辺。縦二〇・五cm×横一五・一cm。天六才までは有界。

○一行文字数 九〜一二字

○一面行数 八行

○丁数 全九八丁 (天：三二丁 地：三四丁 人：三三丁)

○巻冊数 三巻三冊(完本)

○刊年 万治三年(二六六〇)刊、製版。

○絵 あり(五〇図) 手彩(朱)あり(天・地巻のみ)。

○用字 「義経虎巻序」は漢文、他は漢字平仮名交じり。

○刊記 下巻尾題前に「傳燈大阿闍梨權大僧都尊祐 源家令／萬治三年／庚子」九月吉日」とある。

○蔵書印 「老碧館蔵」の方印、ほか二種が各巻頭にあり。

○保存状況 虫損あり。全丁補修(裏打ち)のうえ改装。

○帙 あり。後装。

翻刻に際しては、可能な限り原本が復元できるよう努めたが、読解の便を図るべく、稿者による句読点を加え、漢字等の用字は現行のものに改めた。巻頭序には読点が見られるが、必ずしも底本のままではない。すべての図像を、その掲載位置に配してある。そのために、本稿の誌面に余白を生じている箇所があるが、底本の余白ではない。小稿が、兵法書、ひいては中世以来の偽書の研究の一助となれば幸いである。

注

(1) 島津久基氏『義経伝説と文学』(明治書院、一九三五年)にも、本書は紹介されている。

(2) 深澤徹氏責任編集『日本古典偽書叢刊・第三巻』(現代思潮社、二〇〇四年)。ただし、本稿底本とは同文関係にはない。

(3) 佐伯真一氏「軍神(いくさがみ)考」(国立歴史民俗博物館研究報告)第一八二集、二〇一四年一月。

(4) 山田雄司氏【史料紹介】義経虎巻(上・中)【史料紹介】義経虎巻下【三重大史学】第一四号・一五号、二〇一四年三月・二〇一五年三月

万治三年古板義経公虎卷 天 (外題)

義経虎卷序

密以、不青、陽、莫、見、紅、花、不、寒、玄、莫、踏、白、雪、下、
和、璞、一、玉、久、日、月、兮、理、前、山、土、中、一、義、經、兵、書、長、光、陰、兮、
臆、勢、州、屋、裡、有、客、相、語、曰、嗚、呼、諸、生、燒、火、湖、水、致、灾、
皆、眼、下、矣、不堪、(1才) 看、不、忍、聽、矣、願、者、公、深、窓、之、
一、卷、施、于、世、而、以、救、於、天、一、殤、疵、札、也、不、然、則、如、有、
書、不、教、似、有、田、不、耕、予、答、曰、京、都、士、人、拱、手、
屈、足、兮、爾、幣、懷、金、而、雖、求、書、曾、以、不、免、矣、
良、有、以、也、私、法、秘、不、秘、(1ウ) 為、興、女、人、愧、不、愧、為、
親、所、知、是、公、也、客、又、曰、垂、憫、黎、元、行、其、於、春、
台、之、化、不、大、有、裨、哉、予、不、獲、辭、遂、鏗、梓、以、
広、于、世、間、矣、欲、使、下、世、知、此、書、之、謹、思、之、篤、行、之、矣、
峯、明、曆、丁、酉、仲、春、勢、州、渡、會、浮、萍、叙、 (2才)

虎卷目錄

- 第一 軍場 出作法事 (2ウ)
- 第二 敵打行時酒飲作法事
- 第三 軍神勸請隨事
- 第四 敵打不顯秘術事 (3才)
- 第五 旗指落馬善惡覺知事
- 第六 旗竿折付善惡覺知事
- 第七 軍神勸請時聲作法事
- 第八 軍神送時聲作法事 (3ウ)
- 第九 弓折不吉事知事
- 第十 甲冑箭不融秘術之事
- 第十一 普通太刀刀中有性 劍見出秘術之事

〔翻刻〕『万治三年古板義経公虎卷』

第十二 魔縁者切秘術之事

第十三 太刀刀任秘術事 (4才)

第十四 強馬靜軍乘秘術之事

第十五 弓箭性付秘術之事

第十六 敵魂抽取秘術之事

第十七 敵嚙太刀刀鋒不仕事 (4ウ)

第十八 敵隨冤秘術事

第十九 敵術窺覺知秘術之事

第二十 中一天不逢秘術之事

第二十一 敵被取籠陳内選出秘術之事

第二十二 敵隱思時可隱 (5才) 秘術之事

第二十三 敵打行不安覺知秘術之事

第二十四 敵為不煞秘術事

第二十五 敵合戰共疵不蒙秘術之事 (5ウ) 疵蒙 大小任心秘

第二十六 疵蒙可善事有 (5ウ) 疵蒙 大小任心秘

第二十七 術之事

第二十八 生膚物具為仕敵向共無其怖秘術 (6才)

第二十九 一人千騎敵遇無其怖秘術之事

第三十 敵射相箭種尽天笑儲事

第三十一 敵打合時太刀長刀折其替儲秘術事

第三十二 敵為火中被責入其火難遁秘術事

第三十三 敵為水漂其水 (6ウ) 難可免秘術之事

第三十四 敵火責秘術事

第三十五 敵引結時太刀腰刀閉不拔出秘術之事

第三十六 其身大將軍兵可退時尅知事

第三十七 軍勝負早速秘 (7才) 術之事

第三十八 敵疵不付打秘術之事

第三十九 毒箭被射治秘術之事

第四十 軍兵隨秘術事

- 第卅九 軍兵隨 秘術事
- 第卅八 毒箭被射治 秘術之事
- 第卅七 敵疵不付打秘術之事
- 第卅六 軍勝負早速 秘 (7才) 術之事
- 第卅五 其身大將軍兵 可退 時尅 知事
- 第卅四 敵引結時太刀腰刀閉 不拔出秘術之事
- 第卅三 敵火責秘術事
- 第卅二 敵為水漂 其水 (6ウ) 難可免 秘術之事
- 第卅一 敵為火中 被責入 其火 難遁 秘術事
- 第三十 敵打合時太刀長刀折 其替儲 秘術事
- 第二十九 敵射相箭種尽 天笑儲 事
- 第二十八 生膚 物具為 仕敵 向共無 其怖 秘術 (6才)
- 第二十七 術之事
- 第二十六 疵蒙 可善事有 (5ウ) 疵蒙 大小任 心秘
- 第二十五 敵合戰 共疵 不蒙 秘術之事 (5ウ) 疵蒙 大小任 心秘
- 第二十四 敵為不煞 秘術事
- 第二十三 敵打行 不安 覺知 秘術之事
- 第二十二 敵隱 思時 可隱 (5才) 秘術之事
- 第二十一 敵被取籠 陳内 選出 秘術之事
- 第二十 中一天 不逢 秘術之事
- 第十九 敵術窺 覺知 秘術之事
- 第十八 敵隨 冤 秘術事
- 第十七 敵嚙 太刀刀鋒 不仕 事 (4ウ)
- 第十六 敵魂 抽取 秘術之事
- 第十五 弓箭性付 秘術之事
- 第十四 強馬靜 軍 乘 秘術之事
- 第十三 太刀刀任 秘術事 (4才)
- 第十二 魔縁者 切秘術之事

第四十 我^{われ}可^よ守^{まも}兵^{へい}具^ぐ可^よ見^み秘^ひ術^{じゆつ}

(7ウ)

第四十一 神^{しん}通^{つう}弓^{きゆう}作^{さく}事^じ

第四十二 神^{しん}通^{つう}箭^{せん}作^{さく}秘^ひ術^{じゆつ}事^じ

後^ご付^ふ

壇^{だん}作^{さく}法^{ぽう}之^し事^じ

代^{たい}々^々拘^く之^し事^じ

四^し十^{じゅう}二^にヶ^ヶ条^{じょう}印^{いん}図^ず之^し事^じ

義^ぎ経^{けい}虎^こ卷^{まき}目^め録^{ろく}終^{しゆう}

(白)

兵^{へい}法^{ぽう}秘^ひ術^{じゆつ}一^{いつ}卷^{くわん}之^し書^{しよ}

黄^{わう}石^{せき}公^{こう}授^{じゆ}二^に子^し房^{ぼう}公^{こう}之^し書^{しよ}也^や。匡^{くわう}房^{ぼう}卿^{けい}授^{じゆ}二^に源^{げん} 義^ぎ家^か和^わ假^か名^な。

從^{じゆ}二^に位^い中^{ちゆう}納^{なつ}言^{げん}兼^{けん}太^{たい}宰^{さい} 帥^{しゆう}大^{だい}江^{かう}匡^{くわう}房^{ぼう}。

夫^{それ}、長^{ちやう}良^{りやう}、一^{いつ}人^{にん}の神^{しん}翁^{おう}に三^{さん}たひ履^りをさ^さく^る故^{ゆへ}に、そ^{その}心^{こころ}さし^しを^をか^かん^んして、此^{こゝ}一^{いつ}卷^{くわん}の書^{しよ}を授^まけ^け畢^ひ。然^{しか}して、項^{かう}羽^うと高^{かう}祖^そと合^あ戦^{せん}(9オ)の時^{とき}、項^{かう}羽^うの軍^{きん}つよ^{よく}くして高^{かう}祖^そた^たひ^ひく^くち^ちお^おと^とさ^さる。長^{ちやう}良^{りやう}こ^{この}の書^{しよ}を高^{かう}祖^そにを^をし^しへ奉^{ほう}り^りしか^かは、程^{ほど}な^なくそ^{その}の軍^{きん}に^にう^うち^ち勝^{かち}、世^よを^をと^とり^り国^{くに}を鎮^{ちん}め^め給^{たま}ふ。三^{さん}尺^{せき}の劔^{けん}を提^ひげ、四^し海^{かい}の政^{せい}を助^{たす}け^けひ^ひし^しも、こ^{この}の書^{しよ}の故^{ゆへ}なり。黄^{わう}石^{せき}公^{こう}ハ、即^{すなは}ち摩^ま利^り支^し天^{てん}の垂^す跡^{せき}なり。子^し房^{ぼう}公^{こう}ハ妙^{めう}見^{けん}苦^こ(9ウ)薩^{さつ}の化^け現^{げん}なり。彼^{かれ}是^{これ}い^いる^るか^かせ^せな^ならん。抑^{おさ}、こ^{この}の書^{しよ}に^にあ^あま^また^たの異^い説^{せつ}お^おほ^ほし。あ^ある^る人^{にん}の曰^{いは}は、『六^{りく}韜^{たう}』を^をこ^{この}の兵^{へい}法^{ぽう}一^{いつ}卷^{くわん}の書^{しよ}』云^い々^々。有^ある^る人^{にん}、『素^そ書^{しよ}』以^もて、『長^{ちやう}良^{りやう}一^{いつ}卷^{くわん}』と^とい^いふ。又^{また}『三^{さん}略^{りやく}』を^を以^もて、此^{こゝ}一^{いつ}卷^{くわん}と^と称^{せう}す』と^と云^いふ。或^{ある}ハ、『武^ぶ道^{だう}』を^をい^いへ^へと^とも^も実^{まこと}に^にこ^{この}の^のみ^みち^ちに^にお^おいて^てハ長^{ちやう}と^となる^{なる}秘^ひ術^{じゆつ}な^なし。或^{ある}ハ政^{せい}道^{だう}は^はかり^りを^をい^いひ(10オ)て^て勇^{ゆう}武^ぶ道^{だう}た^たく^くみ^みなる^{なる}へ^へき^きを^をし^しへ^へな^なし。此^{こゝ}等^{とう}ハ^ハみ^みな^な、真^{まこと}実^{まこと}兵^{へい}法^{ぽう}を^を普^{あま}く^く人^{にん}に^に知^ししめ^めん^んか^かた^ため^めなり。こ^{この}の書^{しよ}、吾^{わが}朝^{てう}へ^へ来^{きた}り^り始^はし^し事^じ、人^{にん}王^{わう}十^{じゅう}五^ご代^{だい}の皇^{かう}帝^{てい}神^{しん}功^{こう}皇^{かう}宮^{きゆう}元^{げん}年^{ねん}(辛^{しん}巳^い)、履^{りん}陶^{たう}公^{こう}と^と云^いふ人^{にん}、異^い朝^{てう}より^{より}伝^{でん}来^{きた}り^りしか^かは、そ^{その}の^のち^ち御^ご門^{もん}、こ^{この}の書^{しよ}を^を以^もて^て新^{しん}羅^ら・百^{ひやく}濟^{せい}国^{こく}ま^まて^てう^うち^ちした^たか^かへ(10ウ)給^{たま}ふ^ふなり。帝^{てい}崩^{ほう}御^ごの時^{とき}、太^{たい}子^し応^{おう}神^{しん}天^{てん}王^{わう}に^に伝^{でん}へ^へ給^{たま}ふ。天^{てん}皇^{かう}余^よに^に秘^ひし^しお^おほ^ほし^しめ^めして^て世^よに^に残^{ざん}し^しと^とめ^め置^おは^は、軽^{かろ}き^きか^かた^たに^にも^もや^や落^おち^ちら^らん、吾^{わが}身^みの^のう^うち^ちに^に

みおさめ、末^{すえ}の世^よに^にも^も国^{こく}の守^{まも}、民^{たみ}の宝^{たから}とな^なさん^んと^とて、吞^の給^{たま}へ^へり。そ^{その}の^のち^ち此^{こゝ}書^{しよ}世^よに^に絶^たえ、不^ふレ^レ伝^{でん}。こ^{この}の故^{ゆへ}に^に八^{はち}幡^{ばん}大^{だい}菩^ぼ薩^{さつ}を^を軍^{きん}神^{しん}(11オ)と^と称^{せう}し、幡^{ばん}か^かし^しら、鎧^{よろい}の袖^{そで}に^にも^も付^つ奉^{ほう}る、こ^{この}の故^{ゆへ}なり。しか^{しか}る^るを^を、人^{にん}王^{わう}六^{りく}十^{じゅう}代^{だい}の皇^{かう}帝^{てい}醍^{たい}醐^こ天^{てん}王^{わう}の御^ご宇^う、諸^{しよ}事^じい^いに^にし^しへ^へ吾^{わが}国^{こく}に^に有^あり^りか^か今^{いま}世^よに^に絶^たたる^る事^じを^を興^{おこ}し^し給^{たま}ふ時^{とき}、此^{こゝ}書^{しよ}絶^たたる^る事^じを^を歎^{なげ}き^きお^おほ^ほし^しめ^めして、大^{だい}江^{かう}の維^い時^じ卿^{けい}、い^いまた^たそ^{その}の^の時^{とき}ハ^ハ左^さ大^{だい}弁^{べん}の宰^{さい}相^{さう}なり^りしに、砂^さ金^{きん}十^{じゅう}万^{まん}両^{りやう}(11ウ)持^もつ、異^い国^{こく}へ^へ習^{じゆ}につ^つか^かは^はさ^さる。延^{えん}長^{ちやう}元^{げん}癸^{みづのへ}未^{みづのへ}年^{ねん}五^ご月^{げつ}十^{じゅう}三^{さん}日^{にち}、已^いに十^{じゅう}万^{まん}両^{りやう}を^を、五^ご万^{まん}両^{りやう}を^をハ^ハ帝^{てい}王^{わう}に^に奉^{ほう}り、こ^{この}の^のお^おも^もむ^むき^きそ^そう^うも^もん^んす^する^る時^{とき}、明^{めい}州^{しゅう}龍^{りゆう}取^き公^{こう}に^に刺^さを^を下^{くだ}さ^されて、そ^{その}れ^れに^につ^つる^るて^て維^い時^じ朝^{てう}臣^{しん}習^{じゆ}ハ^ハし^しむ^むる^るの^の時^{とき}、悉^{しつ} 習^{じゆ}伝^{でん}へ、五^ご万^{まん}両^{りやう}(12オ)の金^{かね}を^を龍^{りゆう}取^き公^{こう}に^に授^まけ、我^{わが}朝^{てう}朱^{しゆ}雀^{せつ}院^{いん}の御^ご宇^う、承^{じやう}平^{へい}四^し(甲^か午^う)年^{ねん}正^{せい}月^{げつ}五^ご日^{にち}に^に帰^き朝^{てう}せ^せし^しより^{より}こ^{この}か^かた、惣^{そう}して朝^{てう}家^かの重^{じゆう}宝^{ほう}、即^{すなは}ち当^{たう}家^かの重^{じゆう}事^じと^として^{して}相^あ伝^{でん}る^る所^{ところ}なり。しか^{しか}る^るを^を東^{とう}夷^いの蜂^{ほう}起^きの間^ま、誅^{しゆう}罰^{ばつ}のため^{ため}に、源^{げん} 義^ぎ家^か、勅^{しやく}を^を下^{くだ}さ^され^れ發^{はつ}向^{かう}の時^{とき}、秘^ひ術^{じゆつ}を^を伝^{でん}へ^へき^きよ^よし^しを^を、ね^ねん^んこ^{この}ろ^ろに^に所^{しよ}望^{ぼう}す。そ^{その}(12ウ)の^のい^いは^はれ^れあ^あり^りと^とい^いへ^へとも、輒^{たやく}わ^わた^たく^くし^しにあ^あい^いは^はか^から^らひ^ひか^かた^たき^きの間^ま、天^{てん}奏^{そう}を^を経^{けい}て、天^{てん}氣^きにより^{より}て男^{なん}山^{さん}八^{はち}幡^{ばん}宮^{きゆう}に^に相^あ伝^{でん}へ^へき^きよ^よし^しを^を領^{りやう}解^げする^る時^{とき}、義^ぎ家^か重^{じゆう}て曰^{いは}は、『愚^ぐ身^{みん}幼^{ゆう}少^{せう}より^{より}弓^{きゆう}馬^ばの^の家^かに^にむ^むま^まれて、兵^{へい}杖^{じやう}を^を事^じと^とす。武^ぶ芸^{げい}を^を前^{ぜん}とする^るに^によ^よつて^て蚩^し雪^{せつ}の^の勤^{きん}もの^{もの}う^うし。故^{ゆへ}に、漢^{かん}国^{こく}漢^{かん}字^じ(13オ)に^にう^うと^とし。願^{ねん}く^くハ、和^わ国^{こく}の和^わ字^じに^に横^{わう}習^{じゆ}した^たへ』と^と云^い々^々。仍^{いづ}て^て而^{しか}所^{しよ}望^{ぼう}の^の旨^みに^にま^まか^かせて、承^{じやう}曆^り二^に(丙^{へい}午^う)年^{ねん}三^{さん}月^{げつ}十^{じゅう}二^に日^{にち}、此^{こゝ}書^{しよ}所^{しよ}知^ち尔^に也^や。

兵^{へい}法^{ぽう}秘^ひ術^{じゆつ}一^{いつ}卷^{くわん}序^じ終^{しゆう}

(13ウ)

虎^こ之^の卷^{くわん}

(小^{せう}指^し／无^む明^{めい}指^し／中^{ちゆう}指^し／頭^{つう}指^し／大^{だい}母^ぼ指^し)



【図1】(14才)

第一 軍場出作法之事
 敵をうちに行時、隨兵共にもしらせず、ひそかに東にむかひて、左の手を拳にして左の腰に置、右の手を施無畏にして三度垂くたし、膝をしてこの真言を七返、気のしたに誦せよ。(14ウ)



【図2】(15才)

おん 嚙黒垣宅吠梨耶莎賀
 此神咒をとなふれハ、詩天童來りてこの人の甲冑のひたくことに入いて、敵をほろほし、吾隨兵にちからをそへて、つゐに勝事を得さしむへき也。
 第二 敵打行時酒飲作法之事 (15ウ)
 敵うちに行時、必酒のむへし。打鮑と干栗とさかなにすへし。

〔翻刻〕『万治三年古板義経公虎卷』

先瓶子に入なからちかやの葉を以て南方にむかひてむくへし。その願文にいはいはく、「三反」この敵をうち鮑、この敵にかちくり、此勝利を吾ハ飲。この趣、神聞見、その真言に曰へ左を拳にして燈明の印に、たり。(16才)



【図3】(16才)

おん 婆娑奈宇田会留莎賀
 さて、うち鮑をひたりにそなへ、かち栗を右にをきて、食するなり。そのうち鮑を食するやうハ、ほうきかたより食するなり。此ハしめて軍にむかふは、強きに、たれとも、うちかちてのちは、心ひろくよき事を表するよ (17才) しなり。かくのことくすれハ、その軍にかつ事を、必得るなり。
 第三 軍神勸請隨之事
 兵具をと、のへ、弓矢を帯して、手をあらひ、口をそ、き、四方をふし拜ミ、左右の手を内へむすひて、右の頭指を、三度去來して、長のかたにむかひて、(17ウ) 「南無九万八千の軍神、來臨影向、護持を垂給へ」といふて、この神咒を三返唱へよ。
 おん 阿利駄尾恒善節縛羅陀邊陀羅莎賀
 その時、九万八千の軍神、をの、身内に來入して護持し、守護し給ふ。その軍神來入した (18才)



【図4】(18ウ)

まひぬる瑞相をしる事、靈鳩とひくるか、又ハ何鳥にても、前をむらかり飛なり。これ、軍神入来し給ふ瑞相なり。その時、身かろく、心つよく、力つく。はかり事をめくらし、惣して勇猛強力になりて神通のことし。これ軍神身内へ来入する故なり。(19オ)

第四 敵打不顕 秘術之事

南方に棚、高さ二尺にゆひて、そのかくる、腰を押せば、しとをするなり。さてそのうち、この神咒を廿一返満せよ。

南謀婆利竭帝咩莎賀

この真言を唱て、左右の手をすくにあわせて中指を少し(19ウ)



【図5】(20オ)

開てこの神咒を唱よ。かくのごとくしてのちハ、いかなる陳の前にて敵をうちても、顕るゝ事なし。

第五 旗指之落馬善悪を覚知之事

軍陳へうつて出る時、旗さしの馬より落る事に付て、善悪をしる事、左のかたへおちたるは(20ウ)悪事なり。右のかたへおつるハ善事なり。その悪事を善事になす事、左の手をおほひて、そのうへに右の手をあをのけて、甲をあはせて、指ををのくあひくみ、うち返す。これを転法輪印と名つく。その神咒に曰。
 靈駄美坦美坦莎賀(21オ)



【図6】(21ウ)

この真言を七返唱れハ、悪事ミな還てよろこひになる。軍に勝事をうるなり。

第六 旗竿折に付て善悪覚知之事

旗竿の本より折たるハ、悪事なり。未よりおれたるハ異なる事なし。その本よりおるゝ時は、必(22オ)そのたひの軍にうたるゝなり。それをちかゆる事、左の手を以て胸の前に仰て、中を少しくほめて、舌を出して三度ねふるやうにして、この神咒を百返唱よ。(22ウ)



【図7】(23才)

おんたれい
婆羅啼莎賀

この神呪を唱れハ、忽によるこひとなるなり。

第七 軍神勸請之時作法之事

軍神勸請の時の作りやうハ、ハしめほそくおはりつよに作るなり。扱、そのうち上矢の鏑矢を陳へいか(23ウ)



【図8】(24才)

おん
天吠耶那増陀靈莎賀

くるなり。その神呪に曰。 普印

普通にハ只時つくりて上矢をいる事はかりしりて、この神呪を不知故に負るなり。

〔翻刻〕『万治三年古板義経公虎卷』

第八 軍神送時作法之事

その時つくりやうハ、はしめつよに(24ウ)おはりよハく、南方にむかひてつくる事、二度にして、この神呪を唱へよ。

おん
都駄嚙々咩悉地々莎賀

軍にかちてのち、軍神おくる時、つくる時の法ハ、かくのごとく印を外へむかひて三度垂くたし、右の手を拳にして、頭指を以(25才)



【図9】(25ウ)

て小指の爪のかうを、して、友とひとしく持へし。

第九 弓折不吉事知之事

敵うちに行時、持たる弓のおれる事あり。それに付て、よろこひもあり、あしき事もあり。それをさとりしる事、にきりより下(26才)のおれたるハ不吉なり。鳥うちより上のをれたる、吉事なり。悪事とは、敵にうたるゝなり。それちかへてよろこひとなす、秘術の神呪あり。左の手を拳にして、大ほしの腹をつしにておす。右の手を内へむけて、五指をのゝすくにのへ立て、この真言(26ウ)



【図10】(27オ)

七返唱へよ。
弓霊支駄囉莎賀

悪事みな転して吉事となるなり。弓かへり弦のきるゝも、みな此神
呪をたに満れば、よろこひとなるへし。

第十 甲冑不_レ透_レ矢_二秘術之事_一(27ウ)

左右の大ほし、申し、むみやうしにて、をして小指、頭指をのくく
堅、左の小しに右の小指うちまとひ、三度ふりうこかし、此神呪を
唱へよ。敵のいる矢、なかくわり、きたる甲冑を不_レ透_レなり。その
真言に曰。(28オ)



【図11】(28ウ)

那坦陀吠囉莎賀

第十一 普通之太刀刀之中有性之劍見出秘術之事

尋常の太刀かたなの中より、有性の劍を見出す事ハ、右の小指、
無明指の爪のかうを、大母しの腹にてをして、申し、(29オ)つし
をのくすくに並たて、この太刀かたなにむかひて招へし。さる
時、太刀かたな、ひかるへし。星のまた、きすることし。その時、
有性の劍としりて、守にとりてすへし。その劍手にて三度招く時
の神呪に曰。(29ウ)



【図12】(30オ)

南無阿羅地劍靈那囉莎賀

第十二 魔縁者切秘術之事

魔所なとへ行、変化不思議ものをしへたけ、きる事、いかなる武
ものも、その秘術をさとり知てハ、叶ましき事なり。先、太刀の
目貫をやすりにてすりとを(30ウ)



【図13】(31才)

して持へし。きる時は、左へ投。その神咒に曰。普印

おん羅蜜都婆阿路婆帝那永莎賀
虎卷上終 (31ウ)

万治三年古板義経公虎卷 地 (題簽)

虎之卷 中卷

第十三 太刀仕秘術之事

それ、敵とあひむかひて、陳をはり、楯をつき、戦事あらん時、
鋒をとハして敵をうたむともふに、鋒をとはず事、右の手を以て
ほこの柄を持って、左の手の上におきて、天にむかひて(1才)こ
の神咒を六返唱ふれハ、ほことひ行て、敵をとす事、七面にして、
本主のもとへ引かへるなり。これ、天帝釈飛鋒广天乃所行なり。
その真言に曰。 鉞印
おん飛鋒广天咩婆多莎賀 (1ウ)



【図14】(2才)

第十四 強馬静乘秘術之事

左右の手を外縛にして、小指と大母しとをのく立並て、三度左
へめくらせて、この神咒を二十一返滿れハ、いかなるあら馬もし
たかひて、軍陳にのるなり。その咒に曰。(2ウ)



【図15】(3才)

おん伽農广賀修啼莎賀

第十五 弓矢性付秘術之事

敵をいる弓矢は、設ひ普通の弓矢なりといふとも、その人、この神
咒を唱へている時、たとひ城中に石を楯につきたりとも、透て、

その敵にたつ事を得へし。(3ウ) 又、障子一重なりとも、とをさしとおもふて、只敵はかりをいるなり。しかも、その敵に疵をもつけず射ころす、ひみつの神咒に曰。

射啼吠駄都婆耶莎賀
と二十一返唱へて、左右の手を拳にして、左右のつしの爪の甲を大ほしにておして、左をそ(4オ)とへ、右を内へまけて、このつしを、さへたる大母しをはなつへし。

弓箭躰々崇躰々莎賀
二十一返加持せよ。(4ウ)



【図16】(5オ)

第十六 敵之魂 抽取秘術之事
我つねに居たる鬼門の方に、穴をふかさ二尺にほりて、鬼のかたちを土につくりて、敵の名字を書いて、その鬼の口にくませて、この神咒を七返つ、その塚のうへに行て満(5ウ)ハ、七日めの朝に、必その敵、頓死するなり。其神咒に曰。

多羅魂命取朽損莎賀(6オ)

降三世



【図17】(6ウ)

第十七 敵をすくませて太刀鋒をつかはせざる秘術之事
朝日の出る時、ミなみよりひかしへまかりて流れたる川に行て、水をさかさまにかき返し、左右をのへて三度うちまハし、うち招き、左右の手を外縛し、この神咒を唱る事二十一返(7オ)なり。敵、その夜にも、その日にも、相戦に、敵のとる所の太刀、刀、弓矢、ミなすくみて、つかハれさる故に、輒くうたるなり。その神咒に曰。

咩宅咩宅閑楼謝莎賀(7ウ)



【図18】(8オ)

第十八 敵を随へしへたくる秘術之事

敵つよくしてしたかハす、しへたくるに叶ハさらん時は、良方にむかひて、「南無徳利降伏敵罰天」と唱へて、この神咒を三百返満れば、三日か内に、その敵、甲をぬき、弓の弦をはつして、降(8ウ)人になりて、したかひなひくなり。

楼尻降切佐妙莎賀

第十九 敵のねらひうかかふを覚知秘術之事

大事の敵を持たらん、その敵、影のことくしたかひて、便宜をかかひ、おり節をたはかりてうたむとせんに、我つやくそのねらひ(9オ)うかかふをさとりし事ハ、毎朝、日の出させ給ふにむかひて、この神咒を三百返満れハ、日、天子の告しらせ給ふなり。家に敵来りて、ねらひうかかふ事ある時は、鮑、ハしりさはきて、高く鳴。敵、野に臥てうかかひねらふ時は、飛鳥、行をみたる。このをりにふれ、事(9ウ)



【図19】(10オ)

にしたかひて告しらするなり。其神咒に曰。

阿日也莎賀
印ハ内縛して、無明指を相まとひ、その爪の甲を、大ほしのはらにてをし、自余の指ハ、をのくすくに堅ならへ、この真言を唱

〔翻刻〕『万治三年古板義経穴虎巻』

る故に、そのうかかふ敵、ミな顕れ(10ウ)て、更に本意をとけす。還て降伏せらるるなり。

第二十 中天不逢秘術之事

人、設ひ敵をもたねとも、俄に人としちかひ、座敷の口論など出来て、中天にもあひ、恥をもミるなり。これ極て人にとりて大事(11オ)の事なり。されは、その中天をのかる、秘術には、左右の手を内縛にして、中指の爪の甲を、大母指の腹にてをのくおして、頭指をすくに立て、朝夕毎にこの神咒を唱る事百返せよ。しからは、中天をのそひて安穩なるへし。その真言に曰。(11ウ)



【図20】(12オ)

謝寧那良炎莎賀

第二十一 敵に取籠られたる時、陳内を遁出秘術之事

敵に取籠られて、已にうたるへき時、目をふたき、ちからをはけまして戦時に、ひかしのかたにむかひて、この神咒七返唱ふれば、天より俄に鉄の霧来て、敵の(12ウ)眼に入て、東西を不^レ弁、あをひて天にまとひあはん時、そのおもふ敵をゑりうちうつつて、そのちんのうちをのかれて、勝事を得へし。真言に曰。

娑鉄靈駄羅耶莎賀

大金剛輪の印、广利支天普印、合掌の印ともいふ。(13オ)

第二十六 疵をかうふりてよかるへき事あれハ、疵を蒙るに
 大小心にまかす秘術之事

若し、人ありて、軍に出て、戦事あらんに、その勤功の賞を貪り、
 疵を蒙はやおもはん人ハ、西(22才)の方にむかひて、左右指
 をミなかくめて、その爪の甲をおして、中指をたて、我きずを
 蒙とおもはん所をさして、この神呪を唱ふる事三返すれば、お
 もふ所に疵を蒙るなり。その真言に曰。
 おんハラミツタレイヤセハカ
 婆羅密多哩謝莎賀(22ウ)



【図27】(23才)

第二十七 すはたにて物具したる敵にむかふとも、その恐れな
 き秘術之事

敵は物具し、われはすはたにてむかひかたからんには、子の方にむ
 かひて、左右の手を拳にして、頭指ををのくのへ立て、そのつし
 のハラをたかひに(23ウ)あひちかつけて、外へまハす事三度して
 ハ引のへ、三度してハひきのふる事、左のかたのうへより、次第に
 しはしめて、右の肩へまハして、五所を印せよ。その手をほとき、
 三度うちてまはして、頭の上よりたれくたせ。この甲冑をきたる
 とおもひ、先の指(24才)をまはす事ハ、指のひまより金剛の糸を
 出して、甲冑をおとしてきる心なり。のちに、左右の手を頭へ拳
 て、垂くたす事ハ、この金剛の甲をきる心なり。その真言に曰。

被甲護身印
 覽南嚙咩当咩莎賀(24ウ)



【図28】(25才)

第二十八 一人して千万騎の敵に遇共、無其怖之秘術之事
 西の方にむかひて、右の手を拳にして、頭より上く捧て、左の
 手を、腹のほとにあをのけて、以そのうへに、右の手を三たひう
 ち破ることくして、この(25ウ)真言を満ハ、そのおそれなし。た
 とひ千万騎の敵にかけ遇とも、あへてうたる事なし。これを一人
 当千のひしゆつといふなり。その神呪に曰。
 おんクワウツタレイヤセハカ
 俱嚙々々遮帝羅婆莎賀(26才)



【図29】(26才)

第二十九 敵に射合箭種つくしたる時に天の矢を儲之事

敵とあひ戦に目をかさね、夜をへて、いとみたゝかふの時に、城のうちの矢種つくして、巳に敵かつに乗り、城をやふる。もし、命もうしなふへからん(27才)時、長のかたにむかひて、左の大ほしを以て、つし・むみやうし・小指の爪の甲をおのゝあひおして、外へむかひて、右の手を以て空へ上、頭のこたく高く捧て、この真言を満よ。
 慮遮那羅矢射那莎賀(27ウ)



【図30】(28才)

この真言を廿一返満れハ、赤色の衣きたる天童、矢をかへ来りて、その敵をいさするなり。これ即、めうけんほさつの化現なり。その全けん過れば、この矢、うせるなり。

第三十 敵とうち合の時、太刀長刀折に、その替(28ウ)を儲之事

敵とうちあふ時、太刀・長刀おれて、おもふはかりなからん時は、卯の方にむかひて、右の手の大ほしの爪の甲を、して、つし・中指をおのゝすくにのへて、かしら・胸・左右のかたを印して、この真言を三十三返(29才)満れば、天より太刀・長刀、その人の心にまかせて出現するなり。それを用ひ畢ぬれハ、この出現する太刀・長刀、ミなうせへし。その神咒に曰。
 唵農悉靈卍婆羅蜜多卍莎賀(29ウ)

〔翻刻〕『万治三年古板義経公虎卷』



【図31】(30才)

第三十一 敵之為に火中に責入られたらんに、其火難をのかるゝ秘術之事

敵たはかりて、火を以てせむる事あらんにハ、西北の方にむかひ、「南無水雨天王」と唱へて、この神咒を満に、右の大ほしの腹を以て、中しの爪のかうを、し、(30ウ)かたハラへむかひて三度たれくたして、この神咒を満よ。咒に曰。
 吠水流垣縛靈莎賀(31才)



【図32】(31ウ)

この神咒を三百返満れば、指のさきより水ハしりなかれて、その火をうち消なり。

第三十二 敵之為に水に漂れて、其水難を免る秘術之事

敵の為に水におひ被入る時、已にしぬへからんにハ、右の無(32オ)明指の爪のかうを、大ほしの腹にてをして、左の大ほしを内拳におさめ、つしを少しかゝめ立て、この神咒を卅一返滿れば、水五寸さりのきて身につかず。ちかきころハ「さいの法」ともいふ。又は「海竜王の法」ともいふなり。真言に曰。(32ウ)



【図33】(33オ)

難陀拔難駄哉莎賀

又、印ハ左右の手をすくに、つよく立て、左の大ほしの上のふしに、右の大ほしの上のふしをうちままとひて、この神咒を満るなり。これ「九頭竜王の印明」といふなり。(33ウ)



【図34】(34オ)

虎之卷中之終 (34ウ)

万治三年古板義経公虎卷 人 (題簽)

虎之卷 下卷

第三十三 敵を火にて責る秘術之事

子の方にむかひて、この印をむすふへし。その印明ハ、右のつしを立、余の三指をハ大ほしの爪にておして、敵の方にむかひて、三度去来して、(1オ)その印をはなち、三度はしくかこくし、この神咒を三十一返滿よ。真言に曰。
火利帝修靈(1ウ)



【図35】(2オ)

いづくともなく神火出来て、其敵をやきほろほすなり。もし家につきたる火も、敵、消ともきえず。

第三十四 秘術之事

敵とさしつめ、あひ互に勝負(2ウ)せんとする時、太刀かたなつまりて、抜さる事あり。それハ、敵に調伏せられたる故なり。それをぬく事ハ、左右の手を以て敵とくみたれば、動すに及はずと

いへとも、心を乾ひびの方ほうにむかひて、「南无大德利劔王天」唱となへて、この神咒しんじゆを満みれば、そのつまりて（3オ）拔ぬぬ太刀たがかたな拔ぬて、その敵てきをうつなり。真言まごころに曰いわ。

㊦ 劔けん靈れい頭とう嚙くは吐へ帝てい莎さ賀か

第三十五 其身そのみ大將しやうじゆん軍ぐんたらんに、兵へいを可べ退しりぞく時刻しこくをしる事こと敵てきとあひ戦いくさ事ことあらん時とき、陳ちんをとるにハ、山さんをうしろにあ（3ウ）て、海川うみがはを前にむかひてとるへし。若わかかかたの兵へい、よはるへき時とき、敵てきかつにのりて、城しろをもおしおとし、軍兵ぐんひやうもうたるへき時ときは、うしろ口の山さん、深山しんさんの連つらなりたるハ、自然しぜんの事ことの為ために、立忍たちしのふとおもふにも、若わか又またよせたりといふとも、引時ひきときわつらひ有あ。（4オ）いづれにも、敵てきより上手てうすをするにハ、その師しかつ事ことを得えへし。人ひとに前まへせられぬれば、心打手こころうちでに入い故ゆゑなり。本文ほんぶんに曰いわ、「前まへをする時ときは人ひとを制せいし、後あとする時ときは人ひとに制せいせらる」といへり。敵てきを前後ぜんごにおき、心をゆるやかにもたせ、敵てきをたはかりぬ（4ウ）いて、われ前まへをせん事ことをおもふへし。又また十死じふし一生いっしやうの日ひハ、西せいの方にむかひて、戦いくさ事ことなかれ。千万騎せんまんきありとも、一人生いっせいてかへる事ことなし。若わか目をのへてたゝかふ事こと叶かなかたくして、その西せいの方にむかひて戦いくさは、左ひだりの手てを拳こぶしにして、右みぎのむみやうしを立た、（5オ）大おほほしを以もつて、小こしの爪つめの甲かぶを、して、この神咒しんじゆを廿一返にじゅういちへん満みれば、その師しにかつ事こと得えへし。

真言まごころに曰いわ。

㊦ 啼てい肥ひ啼てい鳩きう靈れい婆は莎さ賀か（5ウ）



【図36】（6オ）

第三十六 軍勝負いくさしょうふ早速すみやかにする秘術ひじゆつ之事こと

その敵てきつよくして、とし月つきをへてもうちしたかへかたくあらんにハ、早勝負はやしょうふをなさんとおもハ、巽たつみの方ほうにむかひて、内縛うちばくして、二に中ちゆうしを立て、宝形ほうぎやうにして、この神咒しんじゆ三百五十二返さんびやくごじふにへん満みれば、（6ウ）



【図37】（7オ）

三日さんびつかうちに勝負しょうぶを決けつして、かつ事ことを得えへし。真言まごころに曰いわ。

㊦ 黑くろ駄た謝しゃ帝てい咩み婆は莎さ賀か

第三十七 敵てきに疵きずを付つけすして打秘術うちひじゆつ之事こと若もし、人ひとありてその敵てきをうつに、きすをつけすしてうたんとおもハ、矢やをときみかきて、（7ウ）その矢やに、牛班草ぎゅうはんそうの根ねをとりて、たゝ

きて、そのしるをぬりて射は、矢目もなく、血もたらすして、箭ハ外へ抜て、毒氣ハうちへ入て、しするなり。その牛班草といふは、人の首のされたるより生たるむくらなり。真言に曰。(8オ)

3 鑊羅蜜慶陀莎賀

牛班草とハ、深山に鷹の巢をかけたるしたに、むくらのやうなる草のかならず生たる。これをいふなり。これ極たる早毒なり。これをとりに、矢にぬるなり。

第三十八 毒箭射たるを治する秘術之事 (8ウ)

敵、もし毒の箭にて射事ありて、已にしすへからん時ハ、この人をさかさまにつるして、清水をかけてたゞく。扱、しるかねを水にてすり、のむへし。その人の齒をくひ合て、口をあけずして、竹の筒にて、馬に葉をかふことくしてのますへし。毒の矢のあと (9オ) を、その刻ならば、刀にてゑりて、紙に付て見れば、いまた毒氣あるには黄色なり。それを治する印明の事、内縛にして、小しをおのゝ立て、この真言を七返滿れば、即存命するなり。

喃毒婆謝寧咩莎賀 (9ウ)



【図38】(10オ)

第三十九 軍兵をしたかふる秘術之事
軍陳に出、あらそひ戦時、わかかたの随兵、われをそむきて二心をもちたらんに付て、我かたのくんひやう、よハくなるへくハ、

未申の方にむかひて、左右の手を内縛にして、左右の (10ウ) っしを立て、この神咒を三十六返滿れば、たとひ心替りの兵なり共そむく心をひるかへし、命をすて、身をかるくして、防きた、かふなり。その神咒に曰。

喃都随会靈曾多覽莎賀 (11オ)

合掌印



【図39】(11ウ)

第四十 我を守べき兵具可レ見秘術事

我物具の中に、守となるへき兵具を見しる印明の事ハ、左の手を拳にして、中をくほめて、大ほしを以て頭指の腹を、して、右の手を三度施無畏にしてたれくたし (12オ) て、この神咒廿一返滿れば、守となるへき兵具ハ、うこひて見ゆるなり。その真言に曰。

喃婆多那陀室慶莎賀 (12ウ)



【図41】(14ウ)



【図40】(13オ)

第四十一 神通之弓を作る秘術之事
 深山の良の角にあたりて、岩のうへに、た、一本あらん梓木を、
 立ながら百日行て、この神咒をこの印明にて加持して、百日に満
 する時、切て弓とすれハ、この弓にているに、鉄石七面ハ(13ウ)
 とをる。又、紙一重をもとをさしとおもへは、とおさゝるなり。人
 もひかねとも、絃音してしらするなり。その印ハ、右の無明指の
 爪を、大ほしにて押て、余の三指をハ、おのく張立て、順逆に
 三度つゝ加持せよ。其真言に曰。
 唵弓霊々々謝帝莎賀(14オ)

この箭を以て、いかなる广縁悪鬼なり共射なり。鉄石をもとをし、
 又かみ一重にもとまるなり。その主の心にまかせて、四町をもめく
 りて、本の手に帰来なり。(16ウ)
 已上、兵法秘術之書四十二ヶ条如件。依有_レ志_レ、_レ相_レ、
 伝_レ之也。努々弟子三人之外不可_レ伝此書。若於_レ此法疑_レ
 或不信之輩、忽此守護天童諸天之冥罰可_レ蒙_レ之者也。
 故不信輩不可_レ聞名字也。(17オ)
 承暦二年 中納言匡房
 〔丙午〕三月十二日 〔在判〕(17ウ)
 檀作法之事



【図42】(16オ)

第四十二 神通之箭作秘術之事
 七里ある浜すかの、ハけしく風の吹はらひたる所の石原に、風面
 へ末をなひかしたる野林の、三年になるを切て、三七日檀に立て、
 この印明を以て朝ごとに加持して、鷲の羽を(15オ)以てはくへ
 し。これ神通の矢となるなり。その印明ハ、左の中しをすくに立、
 余の四指をハかゝめて、右の手を拳にして、つしのかたハラを大ほ
 しの腹にておして、順逆に三度まハして、この真言を満よ。
 唵賀_レ地樓_レ謝_レ陀_レ莎_レ賀(15ウ)

此四十二ヶ条并 成就法次第、師弟子伝 間、此檀中 太刀、弟子之額、三度配、此神咒三返満。眞言曰。
 唵盧佐帝靈吠利哉莎賀

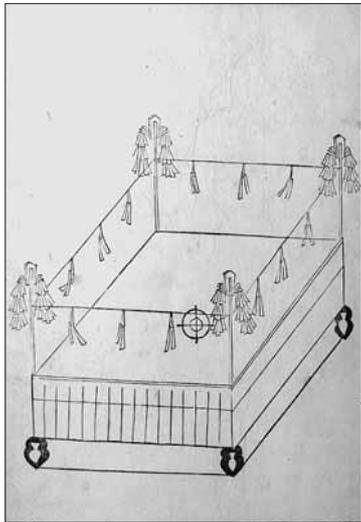
かくのごとくすれば、この太刀に九万八千の軍神みな乗居(18才)給へるか、弟子のかたへ居うつりて、弟子を守護し給ふなり。

兵法成就頓法之次第

常に居する所の戌亥の角に檀を立て、新こもをしきて、たんの四の角に幣を立て、そのめぐりにしめをひき、幣の本に左右に赤白の飯を(18ウ)おく。酒の時、菓子をもり、供物には、檀中に清浄の器に酉々味を入れて、その酉々味のうへに行者の縁木にて、散杖のごとく二おりて、一尺四半に切て、十文字にちかひて、そのうへに白糸を以て八葉に蓮花をゆひて、その散(19才)杖のちかひめにそく飯にて付よ。扱、夜毎に丑の時、道場に入て、この咒一千返つ、満よ。
 廣賀咩婆羅謝駄吠莎賀

檀作法之事(20才)

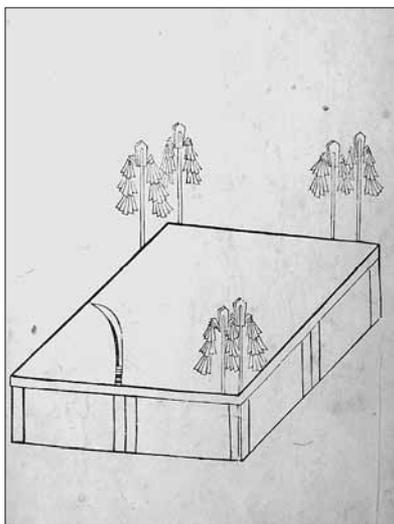
かくのごとく満れば、上根の人は初夜に本尊を見、中根の人ハ第三夜に見、下根の人ハ七夜に見るなり。そのうち、この法に(19ウ)三味を得る事うたかひなし。不信有へからず。



【図43】(20ウ)

兵法相伝用物之次第
 虎皮 二枚 (一牧腰皮料 / 一牧敷皮料)
 紫檀脇足 一
 金十兩 軍神奉料
 蚊払 一
 銀劔 一 檀直
 幣四本 四角立
 机 一 檀料下師(21才)
 時菓子 檀供料
 酒樽 一 軍神勸請之時供之也
 兵具縁
 衣装 一具 師録
 鞍置馬 一疋 師録

此外之録、任弟子之意。仍右如件。
 承暦四年(21ウ)
 三月十三日
 中納言大江匡房(在判)
 陸奥守殿師也(22才)



【図44】(22ウ)

此四十二ヶ条并成就法之次第、師弟子誦、此檀中太刀、弟子之額三度当、扱此神咒三反満。
 唵盧佐帝靈伏利哉莎賀

かくのこことくすれば、太刀に九万八千の軍神、みなりの居給へるか、弟子のかたへのりうつり(23才)て、守護し給ふなり。

沙弥秋月(在判)

起請文曰

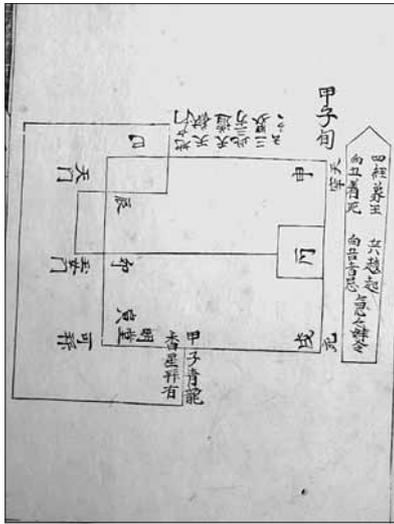
再拜々々立申起請文事

右之元習「伝此法之大事、師匠者不沙二親之契約、深可奉」重荷抗、於一流相(23ウ)伝之師哉。若存驕慢者、上梵天帝尺、四大天王、妙見井、广利支天、三界諸天等外、九万八千軍神、別者、伊勢天照大神、八幡三所初奉、日本国中大小神祇、冥道御罰可蒙者也。仍起請文如件。(24才)

年号月日

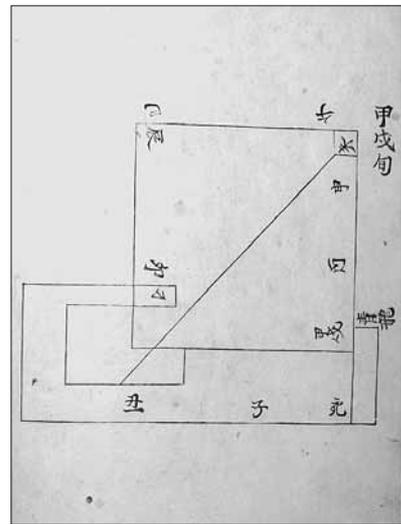
(在判)

大般若経五百卅卷曰、勝軍梵志雖由信解力帰起佛法而能以少分之智一切之性空得諸事勝云。(24ウ)

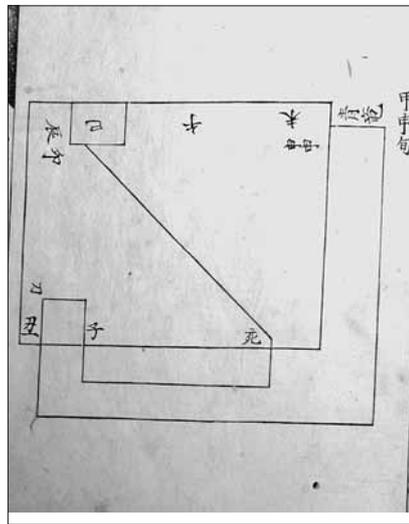


【図45】(25才)

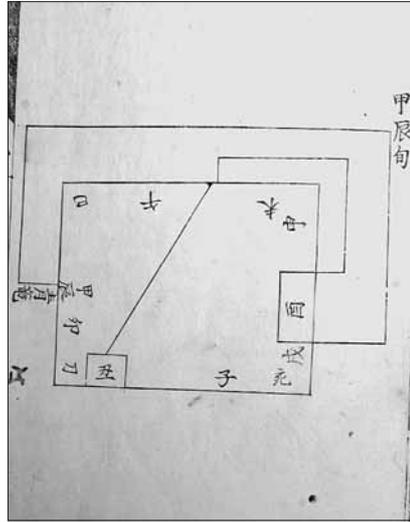
〔翻刻〕『万治三年古板義経公虎卷』



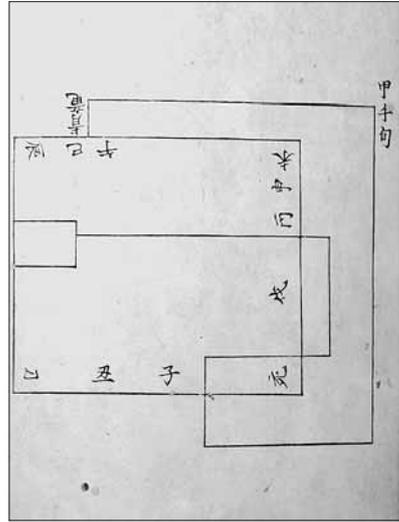
【図46】(25ウ)



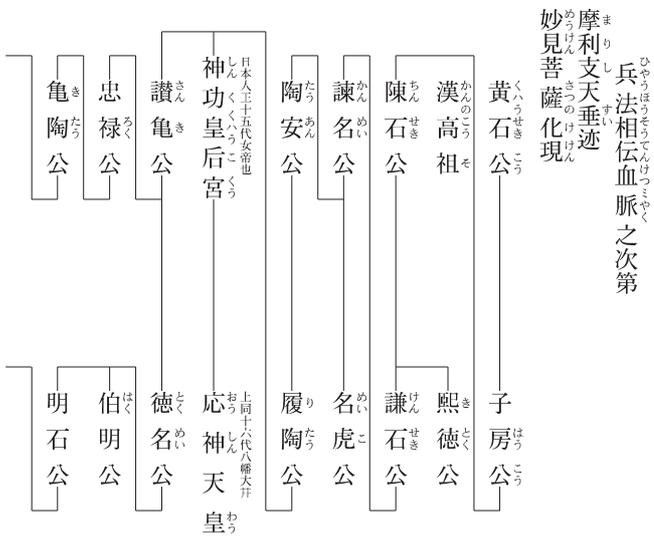
【図47】(26才)



【図49】
(27才)

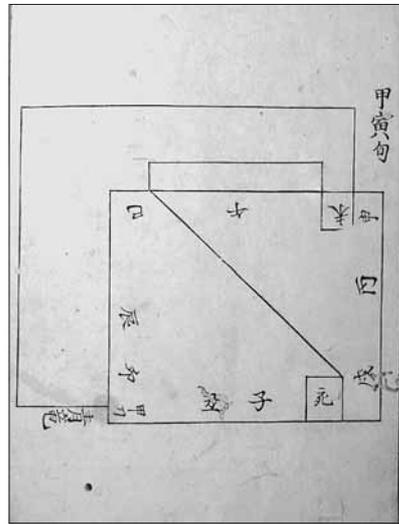


【図48】
(26ウ)



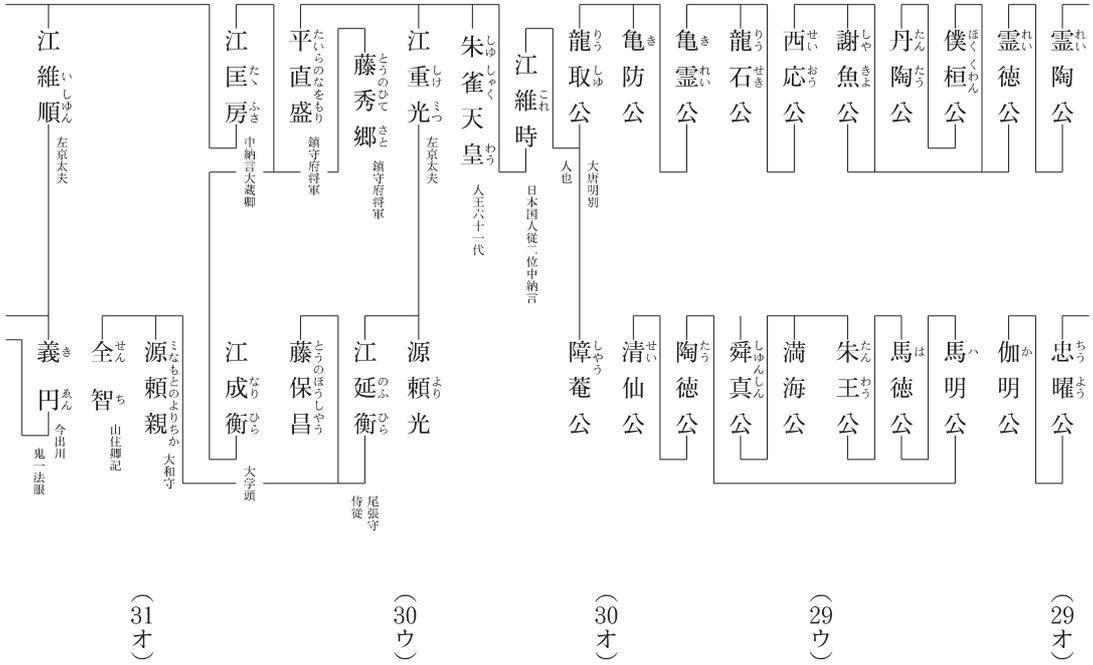
(28ウ)

(28才)



【図50】
(27ウ)

〔翻刻〕『万治三年古板義経公虎卷』



万治三年
 (康子) 九月吉日
 虎之卷下終

(33ウ)

伝燈大阿闍梨権大僧都尊祐 源家令

